

# 共通事項

- 電子申請システムについて
- サービス提供体制確保事業について
- 物価高騰緊急対策事業について
- 長崎県高齢者施設感染症対応研修Q & Aについて
- BCP（業務継続計画）の策定について

# 令和6年度～介護事業所の指定申請等の 「電子申請届出システム」を運用開始します！

厚生労働省が、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）等に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」を令和4年度途中から提供開始したことに伴い、本県でも令和6年4月から本システムを運用開始する予定です。

介護事業所及び指定権者**双方の負担軽減**  
につながります。

- オンライン上の申請届出により、郵送や持参等の手間が削減されます。
- 複数の申請届出を本システム上で行うことができます。
- 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用できます。
- 以上、削減できた手間や時間を、サービスの質の向上に活用できます。

介護事業所側



## 本システム利用時の画面イメージ

運用開始後の実際の画面とは多少異なる場合があります。

### 申請届出メニュー

#### 【状況確認および入力再開メニュー】

1. [申請届出状況確認](#)  
申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

#### 【申請届出メニュー】

1. [新規指定申請](#)  
新規指定申請を行う機能
2. [変更届出](#)
  1. [介護保険事業の変更届出](#)  
介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能
  2. [法人情報に係る一括変更届出](#)  
複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能
3. [更新申請](#)  
更新申請を行う機能
4. その他
  1. [再開届出](#)
  2. [廃止・休止届出](#)
  3. [指定辞退届出](#)
  4. [指定を不要とする旨の届出 ※](#)
  5. [介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請 ※](#)
  6. [介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請 ※](#)
  7. [介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請 ※](#)
  8. [介護予防支援委託の届出 ※](#)  
※4から7は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ
5. [加算に関する届出](#)  
加算に関する届出を行う機能
6. [他法制度に基づく申請届出](#)  
介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

## 1 . 概要・目的

本県では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する指定届出について、厚生労働省が開発している「電子申請届出システム」からの電子申請届出の受付を、令和6年4月1日（予定）から開始します。本システム上では、「新規指定申請」・「変更届出」・「更新申請」・「その他申請届出（「廃止・休止・再開届出書」、「指定辞届出書」等）」に加え、「加算に関する届出」等を行うことが可能です。パソコン画面上で様式・付表（一部、対象外の様式あり）の入力ができるとともに、添付書類もシステム上で一緒に提出することができるため、介護事業所側の申請届出のための業務負担が大きく削減されることが期待されます。申請届出の際には、原則、本システムをご活用いただきますようお願いいたします。

## 2 . 留意事項

- ・ これまでも県への事前相談を求めている「新規指定申請」については、本システム運用開始後も、従来通りの事前相談が必要です。
- ・ 電子申請の運用開始に伴い、これまで手数料を証紙にて徴収していたものについて、それ以外の方法（キャッシュレスや金融機関・コンビニでの納付済証付き納付書による納付等）へと順次移行していく予定です。
- ・ 県内各市町が指定権者であるサービス種別についての本システムの運用開始時期や、受け付ける届出の種類については、各市町の判断によりますので、各市町からの案内をお待ちください。

## 3 . 利用方法、詳細等

利用方法（手数料徴収方法含む）等の詳細につきましては、令和5年12月中を目途に事業者の皆様へご案内いたします。また、資料等は県ホームページ上にも掲載いたします。

# 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業について

(地域医療介護総合確保基金)

(長崎県作成)

## 1. 事業の目的

### 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

- 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、
- ・新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること
  - ・高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められること
- から、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。

## 2. 事業の概要

### 【助成対象事業所】

- ①新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)に対応した介護サービス事業所・施設等
- ②新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- ③感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所【連携支援】

【対象経費】(令和3年度から令和4年度において、主に申請のあったものを掲載)

- ①衛生用品の購入費用(コロナ対応期間に在庫の不足が見込まれ、かつ、使用したものに限り)※備蓄用の衛生用品は補助対象外となります。
- ②コロナ対応期間における職員の時間外勤務の残業代・レッドゾーン対応職員等における危険手当
- ③施設内療養費(療養日数1日につき、1万円～2万円(※))※1日の療養者数の状況により単価が異なります。

その他：実施要綱内を確認いただき、申請いただきますようお願いいたします。

## 3. 昨年度からの主な変更点

### ①基準額について

令和5年度においては、施設内療養の補助を除いた金額にて基準額と比較し、超えた場合には例年通り、個別協議(県を介しての国への承認依頼)が必要となります。

(例)定員50名の介護老人福祉施設(基準単価：1,900千円)

#### ■令和4年度

衛生用品・危険手当等→1,000千円

施設内療養費→1,500千円 計2,500千円>1,900千円のため、個別協議必要

#### ■令和5年度

衛生用品・危険手当等→1,000千円

施設内療養費→1,500千円 計2,500千円(療養除き：1,000千円)<1,900千円のため、協議不要

### ②施設内療養補助について

令和5年5月8日以降については、令和5年4月末に実施をした『医療機関との連携等に関する調査』の回答がすべて『○』もしくは『△』の事業所のみが補助対象となります。

内容…協力医療機関の確保、研修・訓練の実施、ワクチン接種の状況等に関する調査

## 4. 提出期限

※令和5年度分の経費については、8月1日より申請受付を開始します。

コロナ対応収束時期	受付開始時期	提出期限
令和5年3月未まで	—	令和5年6月30日(金曜日)
令和5年4月未まで	令和5年8月1日(火曜日)	令和5年8月31日(木曜日)
令和5年5月末から6月末まで	令和5年9月1日(金曜日)	令和5年9月29日(金曜日)
令和5年7月未まで	令和5年10月2日(月曜日)	令和5年10月31日(火曜日)
令和5年8月未まで	令和5年11月1日(水曜日)	令和5年11月30日(木曜日)

※上記提出期限に間に合わない場合は、個別に施設介護サービス班にご相談ください。

## 5. 添付書類

### ①衛生用品を申請する場合

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2023/02/1675302190.xlsx>

### ②時間外勤務手当(残業代)・危険手当等を申請する場合

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2023/03/1678926828.xlsx>

### ③施設内療養費を申請する場合

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2023/02/1675302231.xlsx>

## 6. 提出方法

長寿社会課 施設・介護サービス班宛に**郵送**にて提出

**※個別協議の場合には、個別協議書(エクセル)のみ別途メールでも提出**

(メール送付先: [ide.h0714@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:ide.h0714@pref.nagasaki.lg.jp))

## ①衛生用品申請時の添付書類 + 各種領収書もしくは請求書(※各領収書等にも番号を振ること)

【任意様式】請求書、領収書等整理票(サービス提供体制確保事業)

事業所名	例)特養ナガサキ		
事業所番号	42751000011		
コロナ対応期間	9月1日	～	9月22日

  

番号 領収書に当該 番号を付して ください。	発注・納品 年月日	請求書 年月日	領収書の内容	領収金額 単位:円
①	9月11日		マスク 50P×7個	21,800
②	9月13日		アイソレーションガウン 20枚×20セット	128,000
③	9月13日		消毒液 500ml×10本	4,800
④	9月18日		使い捨て食器類	11,920
⑤	9月21日		使い捨て手袋 100枚入り×30セット	281,500

## ②時間外勤務時の添付書類 追加添付書類不要(賃金台帳等は不要です。)

割増賃金・手当の支給明細						
事業所番号	42751000011					
事業所・施設の名称	例)特養ナガサキ					
提供サービス	介護老人福祉施設					
(単位:円)						
役職名	氏名	時間外手当		危険手当		対象期間
		支給日	該当勤務時間 金額	支給日	単価/1日 金額	
	井手 晴之	R5.10.20	32時間 41,248	R5.10.20	3,000 15,000	9/1-9/22
	小柳 大貴	R5.10.20	18時間 27,360	R5.10.20	5,000 50,000	9/1-9/22
	平澤 直	R5.10.20	60時間 67,200	R5.10.20	3,000 36,000	9/1-9/22
	西村 拓也	R5.10.20	25時間 23,125	R5.10.20	5,000 30,600	9/1-9/22

**【必読ください】※黄色の網かけ部分について**  
 ○時間外勤務手当については、該当の時間外勤務時間を記載ください。  
 ○危険手当等については、1日単価もしくは、1時間単価等の支給要件を記載ください。  
 ※確認後、こちらのコメントは削除もしくは枠外に外して入力作業をお願いいたします。

## ③施設内療養申請時の添付書類 追加添付書類 施設内療養チェックリストのみ

【記載例】施設内療養整理票(サービス提供体制確保事業)

サービス種別	介護老人福祉施設																	
定員数(C3に入力)	50																	
【事業所名】																		
陽性期間	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	施設内療養日数
療養者名簿																		0
A: 浜口 毅丸	陽性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
B: 井上 浩一	陽性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
C: 大久保 直			陽性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
D: 伊藤 あゆ				陽性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
E: 宮崎 知己				陽性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
施設内療養日数	0	2	2	5	5	5	5	5	5	5	5	4	3	3	0	0	0	55
施設内療養費計	0	2	2	10	10	10	10	10	10	10	10	4	3	3	0	0	0	94

※陽性でなく発症日においても、事業所側が施設内療養の対応をされている場合は、その日数を施設内療養日としてカウントください。  
 ※事業所内で初めて陽性者が出た日については、隔離対応等の準備が整っていないことから、施設内療養日数としてカウントしません。

## 令和5年度介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援事業の概要について

### 1. 事業内容

物価高騰の影響による負担軽減を図るため、利用者への価格転嫁が困難な施設を運営する事業者へ高騰分の一部を支援

### 2. 対象施設

県内に所在する下記の施設（市町所管も含む）

介護保険の対象施設として介護サービスを行う入所系、通所系、訪問系の事業所

詳細はホームページを参照してください。

養護老人ホーム、軽費老人ホーム

### 3. 内容

施設系、通所系、訪問系ごとに定額単価方式で支援

入所系 1.2万円 / 定員      通所系 14万円 / 事業所      訪問系 5万円 / 事業所

### 4. ホームページ掲載先

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/jigyousya-oshirase/bukkakoutou/>

5. 申請方法      長崎県電子申請システムから申請書を提出してください。      原則、郵送では受け付けておりません。

6. 申請期間      令和5年7月18日（火）～ 令和5年9月15日（金）

# ( 共通事項 )

## 長崎県高齢者施設感染症対応研修におけるQ&Aについて

【県HP掲載場所】

分類で探す > 福祉・保健 > 高齢者・介護保険 > 長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ  
> 長崎県高齢者施設感染症対応研修におけるQ&A



文字サイズ 標準 拡大 色合い 白 黒 青 Foreign Language

Googleカスタム検索 検索 目的で探す 地域で探す 組織で探す 地方機関で探す

[安全・安心](#) [暮らし・環境](#) [福祉・保健](#) [しごと・産業](#) [まちづくり](#) [観光・教育・文化](#) [県政情報](#) [電子申請](#)

ホーム > 分類で探す > 福祉・保健 > 高齢者・介護保険 > 長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ > 長崎県高齢者施設感染症対応研修におけるQ&A

## 長崎県高齢者施設感染症対応研修におけるQ&A

### 新型コロナウイルス対応人材育成研修におけるQ&A

県では、高齢者施設職員の感染対応力の向上を目的として、長崎大学病院感染制御教育センターの協力のもと、新型コロナウイルス対応人材育成研修(実地研修)を開催しております。

研修の質疑応答集を、長崎大学病院感染制御教育センターに監修いただき、作成いたしました。この質疑応答集は、今後も更新いたしますので、各事業所の感染症対策にご活用ください

Q&Aは、更新時現在の回答となります。法律改正等で対応の推奨が変わる場合もあり得ますので、その点にご留意下さい。

お知りになりたい項目をクリックしてください。該当ページにジャンプします。

Q&A 項目	Q1	<a href="#">ゾーニングについて</a>
	Q2	<a href="#">PPEについて</a>
	Q3	<a href="#">職員配置について</a>
	Q4	<a href="#">検査について</a>
	Q5	<a href="#">面会について</a>



## Q1 ゾーニングについて

- Q1-1 [多居室で陽性者が発生した場合の居室移動についてアドバイスが頂きたい。\(令和5年2月15日更新\)](#)
- Q1-2 [感染対策物品が発生対応で不足した場合の対応方法、限られた空間での正しいゾーニング方法を知りたい。\(令和5年2月15日更新\)](#)
- Q1-3 [施設内で感染者が出た場合、陽性者の隔離範囲・仕方等の方法を細かく知りたい。\(令和5年2月15日更新\)](#)
- Q1-4 [施設内で個別隔離した陽性者の隔離期間が明けたが、ほかの陽性者がまだ隔離期間対応中に個別対応を解除していいのか迷いました。どの対応が正しいのか？\(令和5年2月15日更新\)](#)
- Q1-5 [健康観察。居室に基本的には居て頂くのか\(多居室の場合\)。トイレを共用している場合の対応隔離困難な方への対応。\(令和5年2月15日更新\)](#)
- Q1-6 [施設内で感染者が出た場合、陽性者の隔離範囲・仕方等の方法を細かく知りたい。\(令和5年2月15日更新\)](#)
- Q1-7 [陽性者発生の場合の初期対応について。\(令和5年2月15日更新\)](#)
- Q1-8 [濃厚接触者の対応等について。\(令和5年2月15日更新\)](#)
- Q1-9 [陽性者への対応の仕方について\(陽性者の洗濯物について\)。\(令和5年2月15日更新\)](#)
- Q1-10 [認知症の入所者が陽性になった場合の隔離の仕方について。\(令和5年3月15日更新\)](#)
- Q1-11 [陽性者が出た時の対応隔離期間。ゾーニングの仕方。\(令和5年3月20日更新\)](#)
- Q1-12 [レッドゾーンとグリーンゾーンの分け方について。確実に分けないと感染を広げてしまうため、外からの出入り等をした方がよいのか。職員数が足りないとき、どう対応するのか？\(令和5年3月20日更新\)](#)
- Q1-13 [認知症高齢者施設では、ゾーニングやコホーティングが困難と思われれます。職員少人数でできる方法やケアの方法等があればご教示下さい。\(令和5年3月20日更新\)](#)
- Q1-14 [連絡の手順 ゾーニングについて。\(令和5年3月20日更新\)](#)
- Q1-15 [ゾーニングについてLAMP検査で±とはどういうことなのか。\(令和5年3月20日更新\)](#)
- Q1-16 [陽性者発生の場合の初期対応について\(令和5年3月20日更新\)](#)



#### <Q1-4>

施設内で個別隔離した陽性者の隔離期間が明けたが、ほかの陽性者がまだ隔離期間対応中に個別対応を解除していいのか迷いました。どの対応がただしいのか？（令和5年2月15日更新）

---

- ・基本的には陽性者個人単位で考えて、隔離期間が経過すれば、その方は解除してよい。
- ・期間は、高齢者施設入所中の場合は10日間。
- ・解除については、利用者の状況により様々なケースあると思うので、嘱託医などに相談された方がよい。
- ・隔離解除について判断に迷う場合は、嘱託医への相談も考慮する。
- ・施設内で陽性者が発生した場合は、陽性者情報や隔離期間などのタイムラインをエクセル表などを活用し作成することで、経過を理解しやすくなり、伝播の予防にも活用可能である。

#### <Q1-5>

健康観察。居室に基本的には居て頂くのか（多床室の場合）。  
トイレを共用している場合の対応隔離困難な方への対応。（令和5年2月15日更新）

---

- ・片方の部屋に感染者あり、もう片方は非感染者のみで、どちらの部屋からもトイレに入室し動線が交わるのは、リスクが高まるので、できれば分けてどちらかの部屋の専用のトイレにした方がよい。
- ・コロナは接触感染の頻度は低いが、トイレなどの狭い環境（換気の悪い）で、特に咳症状があった場合などは、伝播リスクが考えられる。換気をよくして利用するようにした方がよい。  
また、トイレでは下痢症の患者など、その他の一般細菌の伝播も起こりやすい。基本的な環境感染対策を行うべき場所である。

#### <Q1-6>

施設内で感染者が出た場合、陽性者の隔離範囲・仕方等の方法を細かく知りたい。（令和5年2月15日更新）

---

- ・基本は陽性者の周囲はレッドでPPEで対応する、残りはグリーンゾーンをキープするようにすることが必要。
- ・ゾーンが視覚的にわかるようにマーキングしておくとうよい。
- ・介助に当たる際には、侵入門戸である目、口、鼻をガードするのが重要
- ・PPEは、中から外にでる前に汚染ゾーンで脱ぐ。外面には触れないようにする。脱衣方法についてはYoutubeなどで着脱映像流れているので確認すること。脱衣作業中は手指衛生を頻回に行うことが重要。
- ・N95マスクはきちんとフィットさせる必要がある。N95は再利用可能な製品のため、表面の汚染を防ぐために上からサージカルマスクを着用するとリユースが可能。連続使用時間はメーカー推奨の時間が記載されている。長崎大学病院では連続使用時間の目安を8時間としている。

こ成総第18号  
こ支総第9号  
健発0428第3号  
生食発0428第8号  
社援発0428第18号  
障発0428第1号  
老発0428第9号  
令和5年4月28日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
保健所政令市市長  
特別区区長 } 殿

こども家庭庁成育局長  
こども家庭庁支援局長  
厚生労働省健康局長  
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

社会福祉施設等において感染症等が発生した時の報告については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）によることとしていますが、今般、当該通知を別添のとおり改正することとしたので、ご了知いただくとともに、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなったところです

が、それ以降も、引き続き当該通知における「感染症」には、新型コロナウイルス感染症が含まれる旨申し添えます。

(主な改正箇所は太字下線)

健発第 0222002 号  
薬食発第 0222001 号  
雇児発第 0222001 号  
社援発第 0222002 号  
老発第 0222001 号  
平成 17 年 2 月 22 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
保健所政令市市長  
特別区区長

厚生労働省健康局長  
厚生労働省医薬食品局長  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省老健局長

#### 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等（その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。）においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしくお願いする。

## 記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。

また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
  - ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
  - イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
  - ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）**第63条**に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん

延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。

7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。
8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、職員を対象として衛生管理に関する研修を定期的に行うこと。
9. なお、医師が、感染症法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるので、留意すること。



## 別 紙

### 対象となる社会福祉施設等

#### 【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 介護老人保健施設
- 看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 介護医療院

#### 【保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

#### 【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

#### 【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設含む）
- 隣保館
- 生活館

【児童・婦人関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 認定こども園

※ 幼保連携型・幼稚園型については、学校保健安全法第 18 条（保健所との連絡）等の規定にも留意すること。

- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 児童心理治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所

【障害関係施設】

- 障害福祉サービス事業所（訪問系サービスのみを提供する事業所を除く）
- 障害者支援施設
- 福祉ホーム
- 障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- 障害児通所支援事業所
- 身体障害者社会参加支援施設
- 地域活動支援センター
- 盲人ホーム

# 1. ② 業務継続に向けた取組の強化

## 概要

【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、~~3年間の経過措置~~ **令和6年4月1日より義務化する。**【省令改正】

## （参考）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じ更新予定。）

掲載場所：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

### 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

#### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

#### ❖ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



### 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

#### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

#### ❖ 主な内容

- ・BCPとは ・防災計画と自然災害BCPの違い
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等



# 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修を開催しました。研修時の資料と作成手順の研修動画（令和3年度）を掲載しましたので是非ご覧ください。

総論等もご視聴いただきますとより理解を深めることができますので併せてご活用ください。

## ガイドライン資料と研修動画の構成

### 介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<新型コロナウイルス感染症編>

[・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)

[・様式ツール集](#)

[・感染症ひな形（入所系）](#) [・感染症ひな形（通所系）](#) [・感染症ひな形（訪問系）](#)

【例示入り】<R3年度>

[・感染症ひな形（入所系）](#) [・感染症ひな形（通所系）](#) [・感染症ひな形（訪問系）](#)

<自然災害編>

[・自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)

[・自然災害ひな形](#)

## 政策について

### 分野別の政策一覧

▶ [健康・医療](#)

▶ [子ども・子育て](#)

### ▼ 福祉・介護

▶ [障害者福祉](#)

▶ [生活保護・福祉一般](#)

▶ [介護・高齢者福祉](#)

▶ [雇用・労働](#)

▶ [年金](#)

▶ [他分野の取り組み](#)

### 組織別の政策一覧

▶ [各種助成金・奨励金等の制](#)

2023年度

## BCP作成研修会のご案内

WEB開催

各日程  
先着1,000名

【2024年3月のBCP作成義務化期限に向け、リスク別・事業所別に作成セミナーを実施】

介護事業者の皆さまに大変好評いただいている弊社オリジナルのBCPひな型「BCP作成キットNEO」を用いた作成研修会です。

10月以降の応用編では、災害時の事例を踏まえながら、より実践に近い形で作成されたBCPの見直しをしていただくためのポイントを中心にお伝えします。

\* 申込は裏面のURLまたは二次元コードよりお願いいたします。

日時			対象	内容	
10月25日	水	14:00~16:00	入所	自然災害編（風水害・地震）	応用編
11月22日	水	14:00~16:00	訪問	自然災害編（風水害・地震）	応用編
12月20日	水	14:00~16:00	通所	自然災害編（風水害・地震）	応用編
1月24日	水	14:00~16:00	入所	感染症編	応用編
2月21日	水	14:00~16:00	通所・訪問	感染症編	応用編
3月18日	月	13:30~15:00	通所・訪問	BCP訓練セミナー	
		15:30~17:00	入所	BCP訓練セミナー	



## BCP訓練セミナーについて

6月に開催しました「BCP訓練対策セミナー」では、訓練の方法を中心にお伝えしましたが、3月のセミナーでは、リスクを各事業所ごとで想定し、実際に机上訓練の時間を増やして行う予定です。

\* 資料は開催1週間前目安にご登録いただいたアドレスにお送りいたします。

【講師】 株式会社CoAct（カブシキカイシャ コアクト） URL : <https://coact1.jimdo.com/>  
代表取締役 渡嘉敷 唯之 氏

代理店・扱者名	担当者名	TEL	メールアドレス



## 【ZOOM登録フォームよりお申込みください】

10月25日 入所施設 風水害（応用）	<a href="https://zoom.us/webinar/register/WN_n5urUW02SDW-FM1I8W611g">https://zoom.us/webinar/register/WN_n5urUW02SDW-FM1I8W611g</a>	
11月22日 訪問事業所 自然災害（応用）	<a href="https://zoom.us/webinar/register/WN_UswpKQrrT3-rEQkqllfEqw">https://zoom.us/webinar/register/WN_UswpKQrrT3-rEQkqllfEqw</a>	
12月20日 通所事業所 自然災害（応用）	<a href="https://zoom.us/webinar/register/WN_cZ5e3trnQIG-9tKSLF17ow">https://zoom.us/webinar/register/WN_cZ5e3trnQIG-9tKSLF17ow</a>	
1月24日 入所施設 感染症（応用）	<a href="https://zoom.us/webinar/register/WN_4V4m-E2-TEKbQTURgwlgcQ">https://zoom.us/webinar/register/WN_4V4m-E2-TEKbQTURgwlgcQ</a>	
2月21日 通所・訪問 感染症（応用）	<a href="https://zoom.us/webinar/register/WN_54OBGNzuQdKRRkxKY0PSoQ">https://zoom.us/webinar/register/WN_54OBGNzuQdKRRkxKY0PSoQ</a>	
3月18日 BCP訓練セミナー	【通所・訪問】 <a href="https://zoom.us/webinar/register/WN_jiGr8c2-SviRRIsaZ7DvLg">https://zoom.us/webinar/register/WN_jiGr8c2-SviRRIsaZ7DvLg</a>	
	【入所】 <a href="https://zoom.us/webinar/register/WN_y4WyePVzRguQwG145XUbMA">https://zoom.us/webinar/register/WN_y4WyePVzRguQwG145XUbMA</a>	

\* 申込CD欄へは  と入力下さい

- ・必要事項に入力していただきましたら【登録】を押してください。
  - \* 視聴端末1台につき1つのメールアドレスが必要となり、複数の端末での視聴は出来ません。
- ・申込後、ご記入いただいたメールアドレスに「@zoom.us」より、登録確認メールが配信されます。こちらのドメインからのメールを受け取れるよう変更をお願いします。登録完了ご案内のメールが届きましたら登録完了となります。メールアドレスの間違いが増えております。登録後、しばらくしてご案内メールが届かない場合は、メールアドレスが間違っている可能性があります。その際は、再度ご登録をお願いいたします。
- ・セミナー開始時刻の20分前よりログイン可能です。

<お客様情報のお取り扱いについて>

ご記入いただきました内容は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（関連会社・提携会社・代理店・扱者含む）からの各種商品・サービスのご案内、及び各種情報提供・運営管理に活用させていただきますのでご了承ください。